

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：伊仙町

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.2%
全職員	77.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	95.2%
11～15年	92.5%
6～10年	101.6%
1～5年	102.8%

【説明欄】

(1) 役職段階別

- ・本庁部局長・次長相当職については、当団体においては、該当する職員がいないため「—」表記としている。
- ・本庁課長相当職においては、該当する女性職員が1名のため、個人の特定につながるため「—」表記としている。

(2) 勤続年数別

- ・31～35年、21年～25年の該当女性職員がいないため、「—」表記としている。
- ・36年以上、26年～30年については、該当する女性職員が1名のため、個人の特定につながるため「—」表記としている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0%

【説明欄】

(1) 「管理的地位にある職員」の定義

「管理的地位ある職員」とは、本庁課長相当職以上である職員とし、具体的には、管理職手当が支給されることが条例等で指定される職を占める職員（管理又は監督の地位にある職員）とする。上記に基づくと、対象職員は不在である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	3.6%
本庁課長補佐相当職	25.0%
本庁係長相当職	60.8%

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職については、当団体においては、該当する職員がいないため「—」表記としている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	0%	0%	—	—
1月超3月以下	0%	0%	—	—
3月超6月以下	0%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	0%	66.7%	—	—
12月超24月以下	0%	33.3%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

常勤職員男性は、対象職員がいたが取得者0人であった。

会計年度任用職員については、対象者がいないため「—」表記としている。

V 職員の勤務時間の状況

**管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間**

区分	令和7年度
内部部局等	1.5 時間／月
内部部局等以外	1.5 時間／月

【説明欄】

総務省の実施する「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」と同様の取扱いで算出。